(注1)

**小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の２／３を補助します。補助上限額：５０万円（注2）**

（注１）小規模事業者とは、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が２０人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業は除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

（注２）７５万円分の経費に対して、その２／３の５０万円を補助します。全体の補助対象経費が１００万円、２００万円と要した場合、そのうちの７５万円が補助対象となり、５０万円が補助されます。また、全体の経費が６０万円の場合、６０万円が補助対象となり、４０万円が補助されます。

（注３）雇用を増加させる取組については、１５０万円の経費に対して、その２／３の１００万円を補助上限とします。

（注４）従業員５人以下の小規模事業者を優先的に採択します。

（注５）支払を受けた補助金は融資のように返済する必要はありません。